

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県鹿児島市西伊敷七丁目34番12号

氏 名 株式会社フタマタ開発 代表取締役 二俣 剛
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する

宮崎県知事 河野 俊嗣



この許可証の写しは契約用にご使用できません

許可の年月日 令和7年5月20日

許可の有効年月日 令和12年5月11日

1. 事業の範囲

積替え・保管の有無 なし

特別管理産業廃棄物の種類

燃 え 殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含有することのみにより有害なものに限る。)

汚 泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含有することのみにより有害なものに限る。)

廃 油 (揮発油類、灯油類、軽油類であるもの又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含有することのみにより有害なものに限る。)

ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含有することのみにより有害なものに限る。)

感染性廃棄物

廃石綿等 以上6種類

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおりに

5. 積替え許可の有無

有 ・ 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
令和2年5月12日 第04553051241号	新規許可
令和7年5月12日 第04553051241号	更新許可
令和7年5月20日 第04553051241号	変更許可 変更内容 取扱品目「燃え殻（ダイオキシン類）、汚泥（1,4-ジオキサン、ダイオキシン類）、ばいじん（1,4-ジオキサン、ダイオキシン類）」の追加 以下余白

(別記)

- 事務所及び事業場の所在地

[事務所]	鹿児島県鹿児島市西伊敷七丁目34番12号	電話番号：099-228-5370
[事業場]	鹿児島県鹿児島市西伊敷七丁目34番12号	電話番号：099-228-5370
- 特記事項
 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）の規定を遵守すること。